

全国厚生労働関係部局長会議資料

令和 2 年 1 月 17 日（金）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について（地域福祉課、生活困窮者自立支援室）	6
第2 ひきこもり支援について（就職氷河期世代支援活躍プランを踏まえた施策の推進）（地域福祉課）	8
第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の推進について	18
2 生活福祉資金について	33
第4 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	55
2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	56
3 就労支援の充実について	59
4 子どもの大学等進学支援等について	61
5 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	62
6 介護扶助について	66
7 令和2年度の生活保護基準について	67
8 その他制度の適正な運用について	68
9 生活保護法施行事務監査等について	73
第5 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）	90
第6 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	96

2	外国人介護人材の受入れについて	115
第7	自殺対策の推進について（自殺対策推進室）	134
第8	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	137
第9	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	141
2	独立行政法人福祉医療機構について	153
第10	その他地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	157
2	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	166
第11	地方改善事業等について（地域福祉課）	168
第12	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	176
(予算概要)		
	令和2年度予算(案)の概要（令和元年度補正予算（案）を含む）	182

Ⅱ 援護関係

(重点事項)

頁

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始について	195
2 遺骨収集等慰霊事業について	196
3 戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	200
4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	204
5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	205

(予算概要)

令和 2 年度援護関係予算案の主要事項	210
---------------------	-----

(参考資料)

1 令和 2 年度予算案事項別内訳	213
2 援護年金について	216
3 援護年金等受給者数について	217
4 昭和館・しょうけい館について	218
5 援護関係資料の国立公文書館への移管について	219
6 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	220
7 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号)について	221

I 社会関係

(重点事項)

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について（地域福祉課、生活困窮者自立支援室）

（1）「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきている。そうした中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現が求められている。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり（平成30年4月1日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら、包括的な支援体制の整備を進めてきている。改正法の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的支援体制を全国整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

これを踏まえ、令和元年5月から12月にかけて、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）を開催し、12月26日に最終とりまとめがなされた。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする、新たな事業の創設を行うべきであるとされた。

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、新たな事業の創設に当たり、以下のような留意点が示されている。

- ・新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づき、段階的に実施すべきである。
- ・新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ・国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

(2) 今後の「地域共生社会」の実現に向けた取組

最終とりまとめを踏まえ、本年の通常国会に社会福祉法等の改正法案を提出することを検討している。また、令和2年度のモデル事業は、実施箇所数を元年度の200から250に増やすとともに、新たな事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業に、新たに「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加している。

各自治体におかれては、モデル事業を活用し、新たな制度への移行に向けた積極的な取組をお願いしたい。特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体については、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」も併せて実施いただく予定としており、実施要綱等の詳細は、おってお示しする。

また、新たな事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととなる。改正法案が成立すれば、新事業の実施に向けて、各自治体の実施意向の確認などを行うことを検討しているので、ご留意いただきたい。

第2 ひきこもり支援について（就職氷河期世代支援活躍プランを踏まえた施策の推進）（地域福祉課）

（1）これまでのひきこもり支援について

平成 21 年度から、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた結果、平成 30 年 4 月に全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。

平成 30 年度からは、より住民に身近な市町村において、ひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業で、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を開始するとともに、ひきこもり地域支援センターが、これまで蓄積したひきこもり支援のノウハウにより、市町村のひきこもり支援関係機関をバックアップする機能を強化する事業を創設した。

また、平成 25 年度からは、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりの状態にあった元当事者（ピアサポーター）等を含む。）を養成して派遣する事業を行い、これに加えて、平成 30 年度からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上のための事業と、市町村におけるひきこもりの状態にある方の早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくりや、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設した。

（2）令和元年度におけるひきこもり支援に関する動き

平成 31 年 3 月に内閣府の「生活状況に関する調査」が公表され、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもりの状態にある者が 61.3 万人（推計値）に上ることが示された。

また、同年 6 月には、各都道府県、指定都市及び中核市に対して、より住民に身近な市町村の相談窓口として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、ひきこもりの状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添いながら、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等について通知を発出し、ひきこもりの状態にある方に対する丁寧な対応の徹底をお願いした。併せて、ひきこもり地域支援センターに対しては、自立相談支援機関に対する強力なバックアップをお願いした。

（3）就職氷河期世代支援について

令和元年 5 月に「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年 5 月 29 日、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ）が、同年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）、いわゆる「骨太の方針」において、「就職氷河期世代支援プログラム」が、また同年 12 月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日就職氷

河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもりの状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることを踏まえ、同年8月に、各自治体において実施されたひきこもりの状態にある方の実態等に係る調査の状況について、各自治体に周知し、ひきこもり支援体制の構築の前提として、支援対象者の実態やニーズの把握について、積極的な検討をお願いしている。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野の組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、本年度から、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県の4府県で、先行的にモデル実施している。令和2年度においては、モデル実施の例を参考に、全ての都道府県でプラットフォームを構築し、取組を進めることを検討している。このプラットフォームは、福祉行政と労働行政の連携はもとより、経済団体やひきこもりの当事者団体・家族会など、官民の枠組みを超え、かつ当事者の意向も踏まえた多機関連携のネットワークを構築するものであり、地域共生社会の実現に向けた足掛かりにも資するものであることから、都道府県福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォームへの取組に積極的に参画をいただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内の市町村へのご支援をお願いしたい。また、市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくようお願いする。

なお、「就職氷河期世代支援プログラム」は、30代半ばから40代半ばに至る者を支援対象者とし、2年度からの3年間を集中的期間として取り組むこととしているが、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者は、息の長い継続的な支援が必要とされていることを踏まえ、自治体における実際のひきこもり支援に当たっては、年齢にかかわらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、取り組んでいただきたい。

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019（抜粋）

Ⅱ 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のプラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のプラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所（大阪、愛知、福岡、熊本）に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。（厚生労働省）

③ 地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援

- 地方自治体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（仮称）」を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む自治体等を支援し、優良事例を横展開する。

例えば、広域移動時の交通費の支給や、地域活性化に資する就職を前提とした奨学金の返済支援等、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減をはじめ、就職氷河期世代に特化した相談支援や、多様な働き方、社会参加の場の創出、地域の創意工夫を活かした就職説明会等の取組への支援等を実施する。

今後、年内（注：令和元年）を目途に実施体制を整備したうえで、全都道府県に対し、追って説明会を開催する旨を連絡し、併せて市町村への共有を依頼する。その上で、年明け以降、交付要綱を整備したうえで、速やかに説明会を実施し、年度内を目途に交付決定を行う。（内閣府）（令和元年度より前倒し実施）

3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

(1) アウトリーチの展開

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

- 地方自治体における自立相談支援機関の機能強化のため、アウトリーチを行うための経費について、以下の財政支援の仕組みを新たに創設する。

アウトリーチの充実のため、自立相談支援機関の窓口に出向くアウトリーチ支援員を配置する。アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった丁寧な支援を実施する。具体的には、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援等を実施する。

また、相談へのアクセスを向上させるため、アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談等を実施する。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

② 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。（厚生労働省）

(2) 支援の輪の拡大

① ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり相談に関するノウハウを有する県域のひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村域の自立相談支援機関等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進する。これにより、自立相談支援機関からの検討要請等を踏まえた専門的なアドバイスや、当事者やご家族のご意向を踏まえた上での当該自立相談支援機関と連携した直接支援を行う。（厚生労働省）

② 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための伴走型支援・家族支援及び居場所の充実等

- 中高年のひきこもり状態にある者のニーズに応じたきめ細かい支援

を行う観点から、就労に限らない多様な社会参加の場を確保するほか、最も身近な支援者である家族に対し、本人との接し方についてのアドバイス等、必要な支援の充実を図る。

具体的には、市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、家族会や当事者会の参画も得ながら、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所づくりを進めるとともにボランティア活動の機会等を創出し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会、生きる力を回復し自己肯定感を取り戻す機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

また、市町村におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

③ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

- 生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め専門性を高めるとともに、ひきこもり地域支援センターとの円滑な連携を図っていくため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。また、本人や家族の心情に寄り添える人材育成（家族や経験者等のピアサポーター含む）を実施し、活用していく。（厚生労働省）

④ 8050 等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における就職氷河期世代を含む幅広い世代の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの機能を一体的に実施できる事業の実施自治体数を200か所から250か所に増やす。

具体的には、地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、複合的な課題にも支援関係者全体が連携して対応するための多機関協働による断らない相談支援、既存の支援制度ではカバーされない狭間のニーズに対する就労支援、居住支援等の参加支援、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくりに向けた支援に係る市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。（厚生労働省）

⑥ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

- 生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業に

について、市町村の枠を超えた広域での情報共有やマッチングを推進し、より多くの利用者受入れにつなげる。

具体的には、地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案する。

その上で、開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内の自立相談支援機関へ共有し、担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案する。併せて、新たな就労体験等のニーズを把握する。更に、円滑な利用が図られるよう、就労体験先等の初回利用の際に同行し、企業側との調整を実施する。（厚生労働省）

⑦ 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

- 就労準備支援事業等の任意事業の実施を推進するため、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を30か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）、委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓、広域実施の主体自治体による広域参加自治体の住民を対象とした支援等を行う。（厚生労働省）

⑧ 農業分野等との連携強化モデル事業の実施

- 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国5か所程度でモデル的に実施する。

具体的には、委託事業者の調整のもと、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置する。委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

モデル事業終了後は、事業成果（ノウハウ）をもとに、全国各地でマッチング支援機関を設置し、支援体制を構築する。（厚生労働省）

⑨ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金の貸付を行う新しいメニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。

新たなメニューの対象者は、市町村個人住民税非課税者であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6か月以内（従来の貸付では、貸付の日から6か月以内）に緩和する。

これらの取組を実施するため、社会福祉協議会における当該貸付に係る必要な貸付原資及び貸付システム改修経費について、都道府県等に補助を行う。（厚生労働省）（令和元年度より前倒し実施）

「市町村プラットフォームのモデル事業の実施」（「「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム（モデル実施）」の設置について」職業安定局長、雇用環境・均等局長、社会・援護局長、人材開発統括官連盟通知の別添1）

1. 基本的な考え方

- 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした既存の会議体等を十分に活用する。
- ※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とする事や、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。
- ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。
- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。
 - ① 既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関して情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと
 - ② 上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること

2. 実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク(※)が構築できるようにプラットフォームを運営すること(令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」参照)。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

(※) 各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局(担当部局)を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体(支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等)において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。
- ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
- ※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、都道府県プラットフォームを主催する労働局の担当者及び市町村事業を統括する都道府県福祉部局の担当者と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

(4) 令和元年度補正予算案について

ひきこもりの状態にある方やその家族には、どこに相談してよいか分からないという方もおり、このような方に対しては、必要な支援の情報を確実に届けることが重要である。令和元年10月に、都道府県及び指定都市を通じて全国の自治体に対して、ひきこもりの相談窓口の明確化をお願いするとともに、リーフレットのひな形を送付して相談場所の周知広報をお願いしている。

令和元年度補正予算案において、ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について、市町村及び都道府県に対して、補助を行うための経費を計上した。

本事業は、具体的には調査の実施のための需用費や委託費、施策の検討のための研究会等の開催に必要な委員等謝金や旅費、施策の周知広報用のリーフレット等の印刷に必要な需用費や委託費等を対象経費として想定しており、事業にかかる一定額を補助することとしている。各自治体においては、本補正予算の活用について積極的に検討いただきたい。

なお、内閣府において、ひきこもり支援を含む就職氷河期世代支援にかかる「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を計上しており、就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係者と連携しながら先進的・積極的に取り組む自治体等の支援の加速化を図ることとしているので、本交付金の活用についてもご検討いただきたい。

(5) 令和2年度の取組について

就職氷河期世代支援プログラム等を踏まえ、令和2年度予算案においては、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年のひきこもりの状態にある方に適した支援の充実等のため、生活困窮者自立支援事業とひきこもり対策推進事業を大幅に拡充している。市町村を中心に各自治体においては、これらの事業を組み合わせで実施するなど、ひきこもり支援に積極的・効果的に取り組みをお願いしたい。

なお、これらの事業は、社会福祉法人、NPO法人等への委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な事業の実施について併せてお願いする。

ア 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化（国事業）

ひきこもり支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例を収集してとりまとめ、ひきこもりの状態にある方やその家族への周知を図ることとしている。

イ アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口に出トリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等と連携しながら、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。なお、アウトリーチを行う際には、本人の意向を踏まえた取組とする。

＊ 詳細は「第3の1生活困窮者自立支援制度等の推進について」の（5）イ（イ）にて後述。

ウ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

ひきこもり支援にあたっては医療的知見が必要であるとの自治体等からの意見やひきこもり支援に関する契約トラブル等、いわゆる「引き出し屋」に関する報道なども踏まえ、ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

エ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修（国事業）

自立相談支援機関の支援員向けに、ひきこもりの状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

オ 中高年の者に適した支援の充実

ひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもりの状態にある者に適した支援の充実のため、中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくりを始め、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会等の開催が可能となるよう、国庫補助基準額の増額を行うこととしている。

（6）ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもりの当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に入所させられる
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援を行わず、契約の解除を求めても返金しない

平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」のとおり、民間事業者との契約や、民間事業者の利用時において対応が説明と異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、各自治体におかれては、ひきこもり状態にある方やその家族に、注意喚起いただくようお願いする。また、ひきこもり地域支援センターにおいても、そのような民間事業者に関する相談に対し、上記の専門チームも活用しながら、対応いただくようお願いする。

第3 生活困窮者自立支援制度等の推進について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の推進について

（1）生活困窮者自立支援制度の実施状況

施行5年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき（以下「改正法」という。）、全国905の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口で、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

平成30年度の実施状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口において、合計約23万8千件の相談があり、制度創設当初の27年度から約1万1千件の増加
- ・ そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、約7万7千件であり、27年度から約2万2千件の増加

となっており、本制度による支援実績は着実に伸びてきている。

また、生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要がある。

令和2年度予算案では、就労準備支援事業等の任意事業の実施体制の整備促進や自立相談支援や就労支援の機能強化など、生活困窮者自立支援制度の充実のための予算を盛り込み、取組を推進することとしており、各自治体においては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

（2）令和2年度が目安値について

生活困窮者自立支援制度については、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に基づきKPIを設定しており、これを踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立に向けての改善が見られた者の割合の5項目を目安値として設定している。

目安値は、令和2年度においても元年度と同様の値であるので、各自治体においては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いします。

(令和2年度目安値)

	目安値	参考 (H30実績)
新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月当たり）※	16件	15.5件
プラン作成件数（人口10万人・1ヶ月当たり） （新規相談受付件数の50%）	8件	5.0件
就労支援対象者数 （プラン作成件数の60%）	5件	2.2件
就労・増収率	75%	63%
自立に向けての改善が見られた者の割合	85%	—

※ 人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(3) 改正生活困窮者自立支援法の施行状況

ア 地域居住支援の取組状況

改正法では、シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供を行う一時生活支援事業を拡充し、シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等に対して一定期間（1年間）、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行う地域居住支援事業を追加した。

各自治体においては、今年度から取組を実施している事例も参考にして、シェルター事業などの従来の一時生活支援事業と併せて、地域居住支援事業の実施について検討されたい。

イ 生活習慣・育成環境の改善の取組状況

親との関わりが少なく、生活習慣の乱れや社会性の不足など、生活困窮世帯の子どもへの課題に対応するため、改正法において、子どもの学習・生活支援事業として強化を図り、生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択等に関する情報提供、助言等の支援を追加した。

改正法の施行前より、半数程度の自治体において生活習慣の改善等に関する支援がなされており、取組を実施している自治体においては、「勉強合宿や保護者会の実施」（松戸市）、「不登校児童への登校のサポート、就労体験の提供」（鹿児島県）等、地域資源を活用した創意工夫のある取組を行っている。

各自治体においては、こうした取組事例も参考にして、生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施及び内容の充実を図られたい。

(4) 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成 30 年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が一定割合にとどまっており、地域によっては需要が少ないことや、マンパワーや委託事業者の不足が見られる状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度～3 年度を集中実施期間として完全実施を目指していくこととし、

- ・ 両事業の実施に当たっての取組方策や取組事例を取りまとめたものの周知
- ・ 都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣することとし、都道府県等からの相談に応じる

など継続的な支援を行ってきた。

令和元年度の実施自治体数は、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の協議ベースで、

- ・ 就労準備支援事業が、4 9 6 自治体（5 5 %）（前年度＋6 1）
- ・ 家計改善支援事業が、4 9 6 自治体（5 5 %）（前年度＋9 3）
- ・ 上記のうち一体実施が、3 3 6 自治体（3 7 %）

となっている。されに、これらの取組を進める中で、就職氷河期世代への支援強化も図っていくことが求められており、具体的には、次の取組を通して、制度の充実を進めて行くこととしている。

ア 広域実施の推進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しており、こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、任意事業の実施を推進していただきたい。また、こうした取組をモデル的に実施する際の経費について補助する新しい事業を創設し、全国約 30 箇所を実施することを予定している。特に管内自治体の実施率が低調な都道府県や、事業が未実施の市等におかれては、(5)を参照の上、本事業の活用を積極的に検討いただきたい。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備	○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内9市31町村(一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

イ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」(令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」(令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を行っていただきたい。

丁寧な対応を行う際の留意点

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチのための職員を新たに配置する際の経費について補助する新しい事業を創設しているので、(5)を参照の上、本事業の活用を検討していただきたい。

なお、自立相談支援の機能強化として盛り込んだアウトリーチ等の充実については、必要な要綱改正等を行った上で、令和元年度における前倒し実施を行えるよう

作業を進めているので、ご承知置き願いたい。

ウ 就労準備支援等の充実

(ア) 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者受入につなげることが就労支援の質の向上に資する。

そのため、令和2年度予算案においては、47の都道府県において広域での情報共有やマッチングを行うための経費を補助する予算を盛り込んでいる。各都道府県においては、(5)を参照の上、本事業の積極的な活用による就労支援の充実について、検討いただきたい。

(イ) 就労準備支援事業の利用期間

就労準備支援事業の利用期間については、生活困窮者自立支援法施行規則(省令)において最長1年と定められている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が一定数存在することが明らかになっている。

現状、こうした対象者については、就労準備支援事業に結びつけるまでの間、自立相談支援窓口で支援を実施しているが、多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、早期から就労準備支援事業を活用し社会参加することで、利用者の自己肯定感や就労意欲の向上をより効果的に促進することが期待できる。

そのため、こうした対象者について、支援当初から利用期間が1年を超えるプラン作成を認める旨の省令改正を、本年4月1日より施行する予定である。運用上の留意点等については、「就労準備支援事業の手引き」等の改正によりお示しする予定であることから、こうした対象者への同事業の活用について、ご配慮の上、積極的に取り組んでいただきたい。

(ウ) 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいる。

令和2年度予算案では、農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所(5ヶ所程度)でモデル的に実施する事業について、国による事

業として実施する経費を盛り込んでいる。（詳細については、（５）を参照。）
 実施地域の都道府県におかれては、管内自治体の自立相談支援機関等との連携について、特段のご配慮をお願いする。

なお、本事業の取組状況については、報告書を取りまとめ公表することから、各自治体におかれても、農業分野等との連携の参考とされたい。

エ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

（ア）専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、今年度より国の事業として実施している。

今年度は42自治体より申込みがあり、希望内容や事業の実施状況等を考慮し、30自治体を選定した。令和2年2月までに、対象自治体が希望する事業内容に応じて、各2回ずつを基本としたコンサルティングを実施する予定である。

なお、コンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおりである。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
自立相談支援事業	0 (0%)	11 (100%)	11
就労準備支援事業	11 (55%)	9 (45%)	9
家計改善支援事業	14 (78%)	4 (22%)	18
子どもの学習・生活支援事業	2 (29%)	5 (71%)	7
一時生活支援事業	1 (25%)	3 (75%)	4
合計	28 (47%)	32 (53%)	60

※ 複数事業を実施する自治体もある。

（平均2事業へコンサルティングを実施）

※ 任意事業に限ると、その半数以上が未実施の任意事業の新規実施に向けたコンサルティングを希望するもの。

実際のコンサルティングは、以下のような支援を展開している。

- ・ 任意事業が未実施の自治体に対し、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方についての提案を実施。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模を元に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を行う。
- ・ 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案する。例

えば、就労準備支援事業について、企業開拓を促進するために専任職員を配置することや、企業や市民に制度の効果を周知し協力を求めるためシンポジウムの開催を提案する等、事業の効果的な実施方法について、他自治体の取組事例も紹介しつつ助言を行う。

コンサルティングを受けた自治体からは、

- ・改めて本制度の理念や基本姿勢を学び直すことができた
- ・自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた

との声が出ており、各2回のコンサルティング実施を踏まえた効果についても、今後、適切に検証していく。

令和2年度は、7月頃にメールで希望調査し、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極적으로ご活用いただきたい。

(イ) 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設した。生活困窮者支援に関する研修会やシンポジウム、イベントなどの全国各地の情報や、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール等、支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、トータルに閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、支援員及び行政職員限定の非公開部分を設け、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有していく。非公開部分へは、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているが、約3割（268ヶ所）の自治体がID発行に必要な登録を行っていない状況（令和元年12月16日時点）である。未登録の自治体においては、速やかに登録を完了されたい。

なお、今後は支援事例等の掲載内容を充実させ、各都道府県で実施する研修の教材として活用可能な情報や、支援手法の学びとして活用できる内容等を整備していく予定である。各自治体においても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

オ 国による自治体支援の状況

厚生労働省では、自治体における生活困窮者の自立支援の取組を促進するため、各都道府県が作成した「事業実施計画」に基づき、就労準備支援事業等の実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含め

た支援を行ってきた。

具体的には、例えば、

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率を上げたいという A 県に対して、実施状況や地域の社会資源、地域特性をヒアリング。研修内容の打合せをして、都道府県内の自立相談支援の質を上げることや就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施することで支援の選択肢が増えることに着目し、2 回にわたり研修を実施した。1 回目は相談に来所した時に主訴だけではなく、本人を取り巻く環境を聞き取ることで課題が複雑になる前に対応することができることを説明。2 回目は自立相談支援の質が上がり、細かくアセスメントが取れるようになることで、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必要性が明らかになってくることを説明した。その結果、令和 2 年度以降に実施予定と回答した自治体数が、平成 30 年度意向調査では就労準備支援事業 5 市、家計改善支援事業 5 市であったのが、令和元年度意向調査では、就労準備支援事業 13 市、家計改善支援事業 13 市となった。
- ・ 任意事業未実施の市に対する B 県の訪問に同行。市職員及び現場の支援員双方から別々に現状を確認しながら、市職員に対し就労準備支援事業の対象者像は様々であることやそれに対する支援プログラムも自由に組めること、また、家計改善支援事業は、自力で家計管理できるようになることはもちろん、滞納部局と連携することで市の債務の解消にもつながることなどを、資料を示して説明等を行った。その結果、令和 3 年度から実施予定だった任意事業を令和 2 年度から前倒しして実施する予定となった

等の取組をおこなった。

厚生労働省としても、都道府県による管内自治体支援の取組をサポートするため、都道府県からの要望に応じて職員を派遣したり、情報提供を行う等といった支援を、次年度も引き続き実施していく。

(5) 生活困窮者自立支援制度関係予算について

「(4) 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進」の取組を着実に進めるため、令和元年度補正予算案及び 2 年度当初予算案において、必要な予算を計上している。具体的な予算の内容は以下のとおりであるので、ご承知おき願いたい。

なお、具体的な事業内容・要件、補助単価等については、おって通知する。

ア 令和元年度補正予算案

令和元年 12 月 5 日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（以下、「新しい経済対策」という。）では、就職氷河期世代への支援のひとつとして、「就職氷河期世代の自立支援のための技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進」が盛り込まれている。

これを踏まえ、令和元年度補正予算案に、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行うた

めの経費として約 12.4 億円を計上している。また、補助率は、貸付原資 2/3、システム改修費 10/10 としている。

本経費については、繰越明許費とした上で、今後、補助協議等を行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

なお、具体的な内容については、「2 生活福祉資金について」の「(1) 長期訓練生計費（仮称）の創設」を参照されたい。

イ 令和 2 年度当初予算案

生活困窮者自立支援制度においては、改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進や、ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化等の課題がある。

令和 2 年度予算案において、生活困窮者自立支援制度関係経費 487.1 億円（対前年度＋48.9 億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。

(ア) 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進【新事業】(5.8 億円)

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。

一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。

こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組を全国約 30 箇所でモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進するため、本事業を創設することとした。

- ・ 事業内容
 - i) 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
 - ii) 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
 - iii) 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援
- ・ 補助率 10/10
- ・ その他
実施期間は、令和 2～4 年度

(イ) アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【新事業】

(31.7 億円) ＊「第2 ひきこもり支援について (5) イ」の事業を再掲。

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。

このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う仕組みを創設した。

- ・ 事業内容

自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

- ・ 補助率 10 / 10

- ・ その他

- i) 実施期間は、令和2～4年度。ただし、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。

- ii) アウトリーチ支援員について特定の資格要件を求めることは想定していないが、事業の目的を踏まえた適切な支援を実施するための経験等を有していることが望ましい。

(参考) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実【国事業】 (67 百万円)

国が実施する生活困窮者自立支援制度における人材養成研修において、令和2年度より新たに、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研修を設定し、令和2年度は、8050 問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。

(ウ) 就労支援の強化【新事業】 (3.3 億円)

就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓や利用者受入の推進のため、47 都道府県で行う広域での情報共有やマッチングへの財政支援の仕組みを創設する。

- ・ 事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。

- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。

- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業

側との調整を実施。

- ・ 補助率 10／10
- ・ その他

実施期間は、令和2～4年度

(参考) 農業分野等との連携強化モデル事業の実施【国事業】(1.0億円)

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、国による事業として、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを全国5箇所程度でモデル的に実施する。

(エ) 子どもの学習・生活支援事業の推進【充実】(5.0億円)

子どもの学習・生活支援事業については、改正法の施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られており、制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している。

こうした現状を踏まえ、更なる学習支援会場の設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

(オ) 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化【充実】

一時生活支援事業では、改正法の施行により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を追加するなど、居住に係るソフト面での施策強化の取組を進めている。

一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。

こうした住宅施策における取組と連携を強化する観点から、居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択する。

(6) 居住支援関係

ア 一時生活支援事業の実施促進及び住宅部局との連携強化について

居住支援において福祉部局と住宅部局の連携の重要性等については、「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」(平成31年3月29日付社援地発0329第7号)等で周知しているが、昨年5月に厚生労働省におけ

る 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめにおいて、「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方法を検討」とされているほか、昨年 6 月に設立された全国居住支援法人協議会における居住支援法人や福祉関係団体等に対する研修会の開催、居住支援の全国的な普及に向けた、有識者、行政、居住支援団体を構成員とする懇談会の開催など、福祉施策における居住支援の重要性は高まっている。

法施行以降、ホームレスのみならず、住居を失うおそれのある困窮者への居住支援として、一時生活支援事業の取組が進んでいるが、未実施自治体においては、改正法における地域居住支援事業創設の趣旨や福祉施策における居住支援の重要性等をご理解いただき、ホームレスの有無や多寡にかかわらず、一時生活支援事業や地域居住支援事業の実施を検討いただきたい。

また、一時生活支援事業の実施にあたっては、住宅セーフティネット制度における居住支援法人の活用のほか、居住支援協議会への福祉部局の参加、生活困窮者自立支援制度における支援会議への住宅部局の参加や、両会議の一体的開催など、住宅部局とも連携して効果的な支援を図られたい。

イ 住居確保給付金について

住居確保給付金の支給要件に関して、傷病等により求職活動ができないまま支給終了となった者が、その後求職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることについて、地方分権委員会へ提案されていたところ、厚生労働省において支給要件の見直しについて検討し、令和元年 12 月 23 日閣議決定において、「生活困窮者住居確保給付金の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した際に、支給を再開できるよう、令和元年度中に省令を改正する。」こととされた。

また、支給要件のうち、年齢要件についても見直しを検討しており、併せて省令等の改正手続きを行っているところであり、詳細については別途お知らせするが、施行時期は令和 2 年 4 月を予定しているためご承知置き願いたい。

(7) 子供の貧困対策に関する大綱について

子どもの貧困対策を総合的に推進するため定められている「子供の貧困対策に関する大綱」について、昨年 6 月の「子供の貧困対策の推進に関する法律」の改正等を踏まえ、令和元年 11 月 29 日閣議決定により改定された。

新たな大綱では、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援、②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、といった基本方針の下、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標の設定、指標の改善に向けた重点施策等が定められている。

重点施策の中で、「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施の推進」、「学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援の実施」等、生活困窮者自立支援制度における各施策についても盛り込まれている。

各自治体においては、大綱の趣旨についてご理解いただくとともに、令和2年度当初予算（案）における「（５）イ（ア）就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進」や「（５）イ（エ）子どもの学習・生活支援事業の推進」等も活用し、大綱に盛り込まれている各事業について積極的に取り組まれない。

（８）ホームレス等の自立に向けた支援

ア 被災した生活困窮者に対する支援等について

昨年10月に発生した台風19号により被災したホームレスを含む生活困窮者に対する支援については、同年10月15日付事務連絡において、ホームレスの方々が適時の情報を入手することが困難な状況であること等を鑑み、各地域における巡回相談の実施や健康状態の悪化等が懸念される際の健康相談や医療機関の受診勧奨など、必要な支援に努めていただくよう協力依頼したところであるが、今後同様の災害等が発生した場合においても、生活保護実施機関や災害対策担当部局等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、引き続きご協力いただきたい。

イ ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を把握するため、各自治体に協力いただき、毎年実施している。令和2年調査（令和2年1月実施）については、既に協力いただいているが、来年も実施する予定であり（令和3年1月を予定）、令和2年度予算案に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続きご協力願いたい。

（９）令和2年度における人材養成

ア 実施主体の移管について

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 昨年度施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務と位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められる

ようになっていること

を踏まえ、令和２年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。

一方で、各都道府県単位で現行と同水準の人材養成研修を実施するためには、経過的な支援が必要と考えられるため、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続する。

令和２年度の研修修了要件は以下のとおり。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、ご留意されたい。

イ 修了証を発行するための都道府県研修の要件

都道府県が行う修了証を発行するための研修（後期研修）は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 開催時間は計 10.5 時間以上とすること

を全て満たすことを要件とする。

各都道府県においては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、修了証を発行するための都道府県研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施されていた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施し、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

ウ 国研修の実施予定

令和２年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修に加え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修も引き続き実施予定であることから、各都道府県におかれては積極的に受講されたい。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、新たにテーマ別研修を設定しており、令和２年度は、8050 問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 主任相談支援員養成研修 : 240 人程度
- 相談支援員養成研修 : 480 人程度 (年 2 回開催予定)
- 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 : 480 人程度
(合同開催。年 2 回開催予定)
- 家計改善支援事業従事者養成研修 : 240 人程度 (年 3 回開催予定)
- 担当者研修 : 140 人程度 (年 2 回開催予定)
- テーマ別研修 : 240 人程度

エ ブロック別研修の実施予定

令和 2 年度以降は、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により修了証を発行するための都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修への修了をもって修了証を発行するための都道府県研修を受講したものとして取扱うことも可能である。

ブロック別研修は、国の委託事業として実施予定であるが、今年度は試行的に以下の日程で開催し、この実施内容も踏まえて令和 2 年度の開催内容を決定する予定である。

今年度のブロック別研修は、下記の日程により開催する予定であるので、支援スキルの向上や地域の連携強化のため、ご活用いただきたい。なお、令和元年度のブロック別研修の受講は同年度の国研修の修了には関係しないので、ご留意されたい。

また、令和 2 年度のブロック別研修の詳細は、追ってお示しする。

(参考) 令和元年度ブロック別研修開催予定

- 北海道・東北ブロック (宮城県仙台市) : 令和 2 年 1 月 17 日 (金)
- 関東・甲信越ブロック (千葉県千葉市) : 令和 2 年 2 月 14 日 (金)
- 東海・北陸ブロック (愛知県名古屋市) : 令和 2 年 1 月 24 日 (金)
- 近畿ブロック (滋賀県野洲市) : 令和 2 年 2 月 18 日 (火)
- 中国・四国ブロック (岡山県岡山市) : 令和 2 年 1 月 31 日 (金)
- 九州・沖縄ブロック (福岡県福岡市) : 令和 2 年 2 月 8 日 (土)

(10) 生活困窮者自立支援統計システムについて

改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされており、「新改革工程表」における K P I の見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式 (帳票類)」を見直している。

このため、現在、生活困窮者自立支援統計システムの改修を行っているところであり、管内自治体の自立相談支援機関への導入については、年度内を予定して

いる。このため、確実な導入について支援いただくとともに、新帳票による集計については、4月分からを予定していることから、引き続き統計の報告期限である翌月20日の厳守をお願いしたい。

2 生活福祉資金について

(1) 長期訓練生計費（仮称）の創設

生活福祉資金貸付制度においては、低所得世帯等の経済的自立等の促進を図り、安定した生活を送ることを目的とした貸付等の支援を行っている。今般、就職氷河期世代の方への活躍支援の充実を図る観点から、生活福祉資金貸付制度に新しいメニューを創設することとした。

具体的には、就職氷河期世代等の方が国家資格の取得等のための長期訓練期間中における生計を維持するための貸付を通じた支援を行うための「長期訓練生計費（仮称）」である。

〔長期訓練生計費（仮称）のポイント〕

- 対象者は、次のいずれにも該当する者であること。
 - ・ 市町村個人住民税非課税の者
 - ・ 国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者
- 据え置き期間は、養成課程の修了時点から6月以内とすること。
- 申し込み先は、民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関とすること。（ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申し申し込むも可とする。）
- 貸付上限額、償還期限、貸付利子、保証人等の取扱は、現行の福祉費と同様。
- 訓練期間は1年以上のものを想定。
- 令和4年度までの実施。
- 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等による必要な資金の融通を受けることが困難であると認められる場合が対象。

長期訓練生計費（仮称）の貸付の実施に当たり必要となる原資及び生活福祉資金業務システムの改修費については、令和元年度補正予算案により予算措置を行っている。当該予算については繰越明許費に位置付けた上で、今後、国庫補助協議を受け付けることを予定している。システム改修・更新にかかる経費については、全国社会福祉協議会において見積もったところ、都道府県ごとに

350 万円が必要となる見込みである。

また、生活福祉資金業務システムについては、システムの更新時期を迎えており、各都道府県社会福祉協議会においてシステムの更新が必要となる。上記の 350 万円には、このための予算も含まれているものであるので、ご承知おきいただくとともに、各都道府県においては、当該予算に係る対応について、遺漏なきようお願いする。

なお、パソコン端末等の機器については、令和 2 年度当初予算案において予算措置をしているところである。機器に係る調達については、これまで購入による対応が行われてきたが、持続的な予算措置の観点から、リース契約による調達を想定した予算措置を行っている。

〔生活福祉資金貸付制度に係る予算の概要〕

- 長期訓練生計費（仮称）の貸付原資
令和元年度補正予算（案）へ 9 億円を計上。（補助率 2 / 3）
- 長期訓練生計費（仮称）のシステム改修費
令和元年度補正予算（案）へ 3 億円を計上。（補助率 1 0 / 1 0）
- パソコン端末等購リース経費
令和 2 年度当初予算（案）へ 2. 2 億円を計上。（補助率 1 / 2）

各都道府県においては、上記について、都道府県社会福祉協議会と調整の上、対応に遺漏なきようお願いする。特に、システムの改修・更新及びパソコン端末等リース経費については、全国的の状況を統一のシステムで取り扱うことで、適切な貸付を行うとともに、新しいメニューに関する貸付原資と貸付の状況を適切に管理するために必要となるので、予算計上に遺漏なきようお願いする。特に、パソコン端末等リース経費は、補助割合 1 / 2 の都道府県負担が発生するので、予算の確保をお願いしたい。

（2）償還努力の取組の実施状況等

ア 償還努力の取組の実施状況について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であり、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本であることを踏まえ、令和元年度予算では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくとも、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととした。

具体的には、債権回収に関する取組等を評価する加算を創設したが、令和元年度の国庫補助協議において、

- ① 債権回収体制整備・債権回収取組強化の加算について、両取組とも未実施の都道府県が 5 5. 3 %

② 出来高加算（償還件数（不良債権））について、該当がない都道府県が 38.3%であった。

各都道府県においては、引き続き、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度であることから、従来から周知しているとおり、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に業務を委託し、都道府県社会福祉協議会の適切な関与がないまま、債権回収会社による機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要があるため、ご留意願いたい。

また、借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生委員・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしくお願いしたい。

イ 事務費について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、アの評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているが、令和元年度においては、経過措置の適用を受けている都道府県が 1 箇所となっており、当該都道府県の状況を踏まえて、経過措置を廃止する予定である。

一方、貸付原資の取崩しに関する令和元年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）で示したとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしているが、アのとおり、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定である。

(3) 延滞利率の見直し

生活福祉資金貸付制度における延滞金利子については、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日付け厚生労働省社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）において、5.0%/年と定めている。

今般、民法の法定利率が 5.0%から 3.0%へ引き下げられること等を踏まえ、令和 2 年度 4 月の貸付より、生活福祉資金貸付制度の延滞金利子を 3.0%に改めることを予定しているので、ご承知置き願いたい。

(4) 令和元年台風第 15 号及び第 19 号による被害への対応

生活福祉資金貸付制度においては、今年度、台風第 15 号、第 19 号により、各地にもたらされた甚大な被害に鑑み、緊急小口資金に関する特例措置及び住宅補修費・災害援護費に関する運用の緩和を行った。

[参考通知]

- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例について」（令和元年 10 月 25 日付け社援発 1025 第 10 号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）」の特例に係る留意事項について」（令和元年 10 月 25 日付け社援地発 1025 第 2 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）」の令和元年台風第 15 号及び第 19 号による災害における運用について」（令和元年 11 月 14 日付け社援発 1112 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）

都道府県社会福祉協議会等においては、本特例措置等を踏まえ、広域応援等により体制を整備し、被災地における相談会等を実施してきているが、これらの経費については、補助率 10/10 により財政支援を実施する予定である。都道府県ごとに社会福祉協議会が要する経費である、

- ・ 被災地都道府県社協の窓口設置に係る経費
 - ・ 被災地における都道府県社協の要請に基づき、全国社会福祉協議会の調整のもと、応援職員を派遣する都道府県社協の旅費等の経費
- について、補正予算の対応をお願いしていたところであるので、対応に遺漏なきようお願いする。

[参考事務連絡]

- 「令和元年台風第15号及び第19号による災害における生活福祉資金貸付の特例措置等の運用にかかる事務費に対する財政支援について」（令和元年11月15日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室相談支援係事務連絡）

なお、当該経費に関する交付決定については、従前より連絡しているとおり、2～3月となる予定である。

（５）生活福祉資金を取り巻く状況

ア 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成22年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022年3月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示された。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体で

ある都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

イ 保有基準の初回の評価について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）をするなどの対応を行った。

保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、通知する。

ウ 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017 年度から 2023 年度までの 7 年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

令和元年度の国庫への返還分については、令和元年 7 月 29 日付け厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（令和元年度）」により令和元年 1 月 31 日（金）までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしたが、一部の都道府県については、現時点で未報告となっている。既に御案内のとおり、国庫への返還を年度末までに確実に行う必要があるため、当該報告書を未提出の都道府県においては、早急に提出いただくようよろしくお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社

会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

また、令和2年4月より施行される高等教育無償化の制度については、「高等教育の修学支援新制度について（周知）」（令和元年7月10日付け厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、学生や保護者等への周知をお願いしているが、引き続き、必要な周知をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 施行後4年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たりに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合85% (※令和2年度より 90%)

支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (抄)
(平成30年12月20日(経済財政諮問会議決定))

取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1 階層	第2 階層
④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 《厚生労働省》			○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】	○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】

再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

KPIの見直しと平成31年度の日安値について

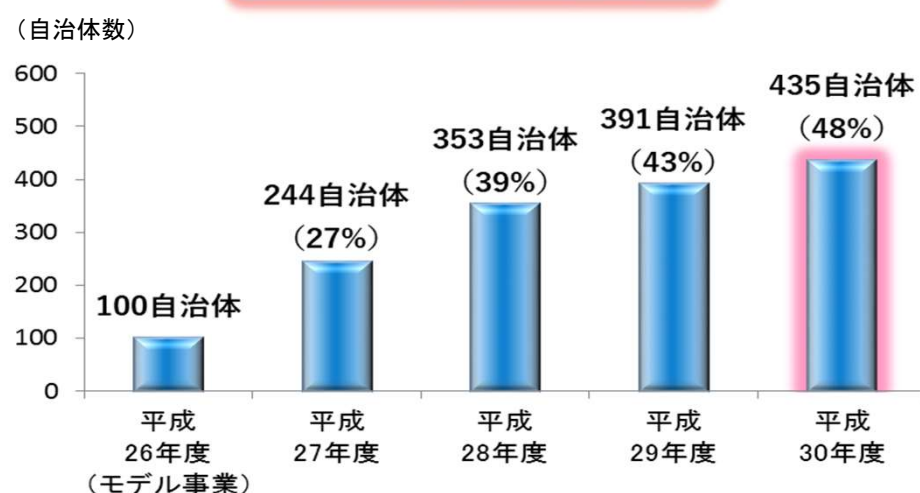
- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。)を踏まえ、2018年度までKPI(主要評価指標)を策定している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに2021年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、平成31年度の日安値を以下のとおり設定する。

現KPI (～2018年度)		次期KPI (2019年度～2021年度)		
項目	KPI (2018年度)	項目	2019年度 目安値	KPI (2021年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体について は人口規模別に設定
			2万人未満	
			2万人以上～3万人未満	
			3万人以上～4万人未満	
			4万人以上～5万人未満	
			5万人以上～6万人未満	
			6万人以上～7万人未満	
			7万人以上～8万人未満	
			8万人以上～9万人未満	
			9万人以上～10万人未満	
			10万人以上(※人口10万人あたり)	
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%	就労・増収率	75%	75%
ステップアップ率	90%	プラン作成者のうち、自立に 向けての改善が見られた者の割合	85%	90%

任意事業の実施状況について

- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

就労準備支援事業



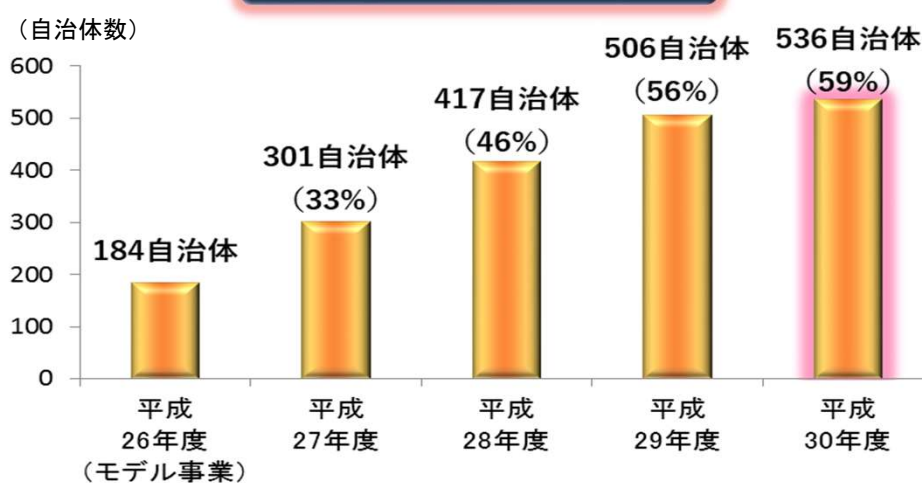
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習・生活支援事業

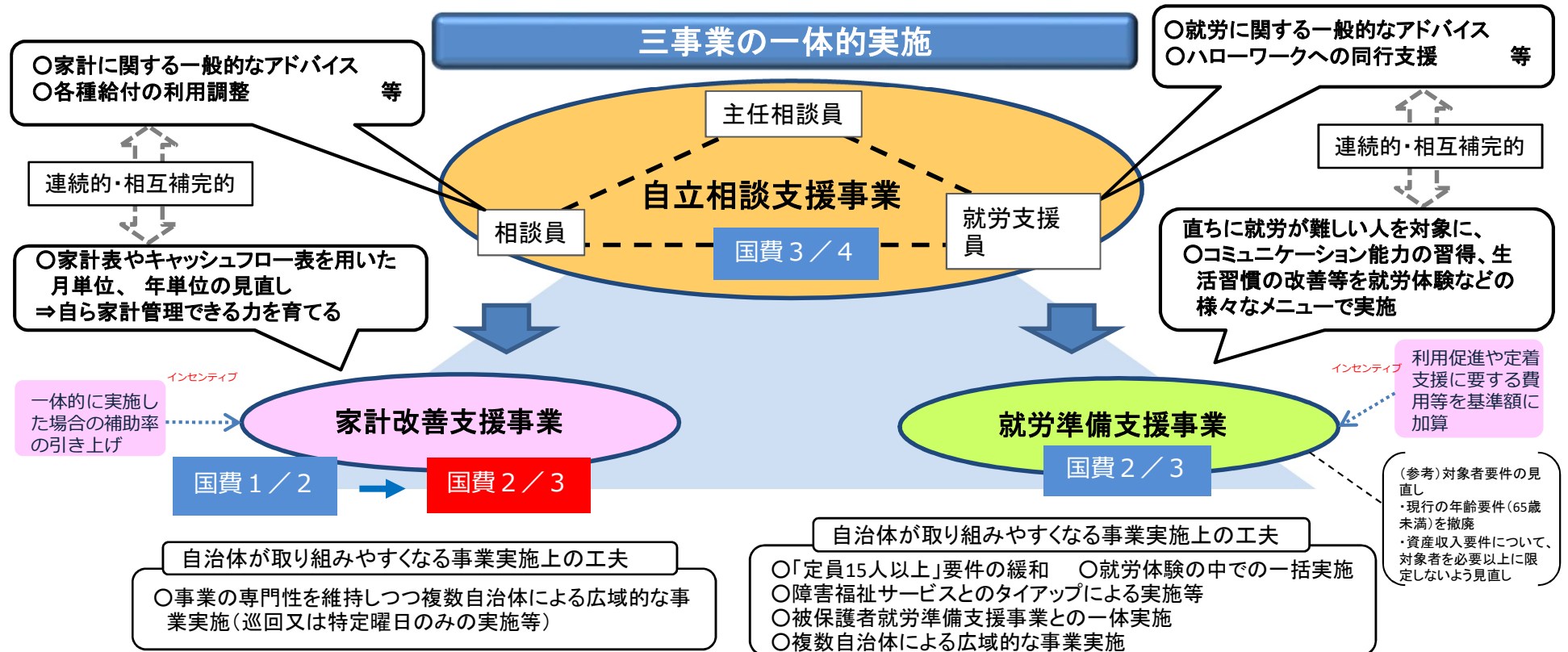


(出展) 平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の実績は生活困窮者自立支援事業調査。

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 平成30年度の法改正において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談の「出口ツール」として、いずれの自治体においても求められるものであるが、直ちに必須事業化するのではなく、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ることとした。
 - 参・附帯決議(平成30年5月31日)においても、今後三年間の集中実施期間で実施体制の整備を進め、両事業の完全実施を目指すことが盛り込まれた。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

⇒ これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す



居住支援の強化について(地域居住支援事業)

- 一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して一定期間(1年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化【平成31年4月施行】

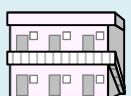
一時的居住のフェーズ
《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

(支援終了後を見据えた)
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
例) 保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集 等
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。



一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

兵庫県明石市（中核市）

1 市の概要	
人口	299,099 人
面積	49.42km ²
保護率	1.78%
2 実施方法について	
実施方法	委託・借り上げシェルター方式
委託先	NPO法人神戸の冬を支える会
事業費	1,164千円（令和元年度）
支援実績	○一時生活支援事業(シェルター事業)：平成27年より実施 借り上げシェルター：カプセルホテル及び旅館計2箇所（神戸市内） H30年度支援実績：3人 ○地域居住支援事業：令和元年度より実施

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

○（シェルター事業）一定の住居を持たない生活困窮者に対し、旅館・ビジネスホテル・カプセルホテル等の宿泊施設を借り上げ、一定期間、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う。

○（地域居住推進事業）本事業を利用した後、市内で住居を確保した者について、社会からの孤立を防ぐため、訪問による見守りや生活支援を行う。

(2)地域居住支援事業を実施した経緯

○生活保護を希望しないホームレスへの支援は、多くは神戸市内等への住み込み就労先への就労支援となるが、ほとんどの者と連絡が取れなくなり支援が中断・終結してしまう。

○地元の明石市内で安心して生活したいと相談が仮にあっても、これまでは支援のツールが乏しかったため、民間の職業紹介所との協力などの支援ツールを増やしておく必要があると考えた。

(3)委託先以外との連携について

○入居支援：地元不動産業者、（就労支援：民間職業紹介所）

地元不動産業者は、これまで生活保護申請者等で連帯保証人がいない者や賃貸保証会社の審査が難しい者の入居において、個々の置かれた事情・背景を理解した上で居住支援を行う。

(4)実施のポイント

○入居支援：住み込み就労先から地元で住居を見つけ、安心して生活していきたい方への支援を重点的に実施。

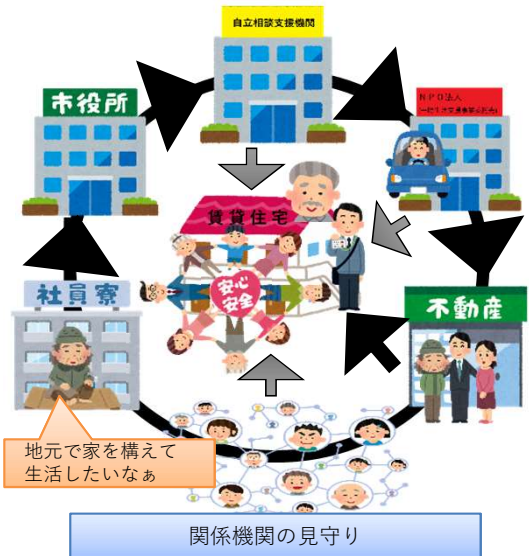
（○就労支援：地元の民間の職業紹介所を通じて住み込み就労を開始した者については就労状況について本人同意の上で、企業、民間職業紹介所及び市との間で必要な情報共有を行い定着支援に繋げる。）

4 効果、課題、今後の取組内容など

○生活保護担当部局、市内関係機関とのさらなる連携。

○住み込み就労した方との継続的な連絡手段の確保。

○市内にホームレスの支援を行っている団体がいない。



一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

静岡県（都道府県）

1 県の概要（郡部）	
人口	225,661 人
面積	1419.46 km ²
保護率	0.78%
2 実施方法について	
実施方法	委託（委託先にてホテル等を必要日数借上げ）
委託先	ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム
事業費	2,500千円（令和元年度） ※一時生活支援事業費含む
支援実績	一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和元年度より実施 令和元年度支援実績：0人

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

宿泊場所の提供を受けた者で、新たに地域で生活を始めた者に対して、一定期間「地域居住支援（見守り・生活支援等）」を行い、地域に定着できるよう支援を行う。

また、住居を失う恐れのある生活困窮者で、地域から孤立している者に対しても、同様に支援を行うことにより、住居喪失の回避や、喪失した場合の速やかな一時生活支援への誘導を行う。（住宅SN法における居住支援協議会との連携）

(2)地域居住支援事業を実施した経緯

本年度より一時生活支援事業を実施したが、事業をより効果的に実施するにあたり、一時生活支援事業を利用した方の中で、自立した生活を送ることとなった方に対して、見守り等の支援の必要性があると判断したため。

また、自立相談支援機関等で把握している住宅喪失のおそれがある者に対して、本事業にて早期に支援を行い、より適切な支援を行うため。

(3)委託先以外との連携について

住宅部局（静岡県居住支援協議会での情報共有等）

(4)実施のポイント

利用者の把握方法や住宅部局との情報共有・連携方法など

4 効果、課題、今後の取組内容など

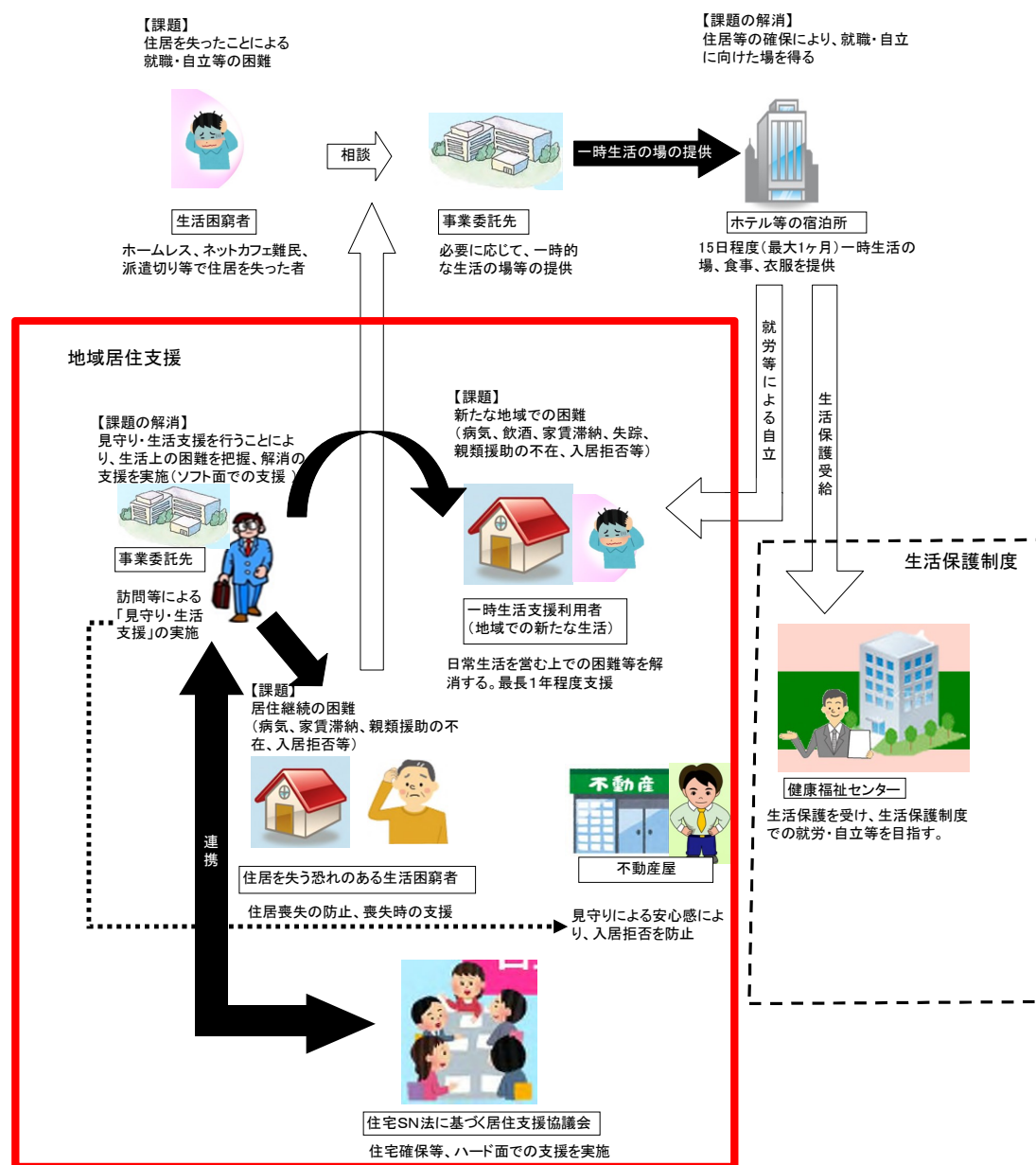
主として、一時生活支援事業を利用した方のうち、自立した方を対象と想定しているが、本事業を実施するのは本年度からのため、現時点では本事業を活用するに至っていない。

今後は静岡県居住支援協議会での情報共有等を行い、シェルター等利用者のほか、住宅喪失のおそれのある者等を含め、利用促進を図っていく。

一時生活支援事業の拡充・強化（地域居住支援事業）

(参考) 静岡県の事業フロー図

一時生活支援



子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善）

千葉県松戸市（一般市）

1 市の概要

人口	494,402 人
面積	61.38km ²
保護率	2.0%
子どもの学習支援事業利用者数	309人

2 実施方法について

実施方法	委託 集合型
委託先	NPO法人ワーカーズコープ 株式会社エデュケーショナルネット ワーク 他3者
事業費	86,496千円（令和元年度）
支援実績	平成27年より実施 H30年度会場数：5 H30年度支援実績(延べ利用者数) 学習支援：14,373人 居場所：2,656人 心理カウンセリング：145人
対象世帯	☑生活保護受給世帯 ☑児童扶養手当受給世帯 ☑就学援助受給世帯
生活・環境改善対象	☑小学生 ☑中学生 ☑高校生 ☑保護者 上記以外 ☑高校中退者 (学習支援利用登録世帯に限る)

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 5会場のうち4会場で、学習支援以外の時間に居場所専用の時間を設け会場を開放。
(居場所支援員が常駐)
- 居場所専用の時間を使い、事業者独自の取組みを行っている。例えば、勉強合宿やクリスマスパーティ、卒業パーティを実施し、その中で夕飯やケーキを参加者と支援員が一緒に作る等の取組を行っている。また、保護者会を実施し、長期休みの過ごし方やゲーム・スマートフォンとの上手な付き合い方等の助言を行っている。
- 月2回以上、心理カウンセラーを配置して子どもや保護者が相談できる環境を整えている。
- 心理カウンセラーは支援員等に対して、注意を要する子どもへの接し方などの助言も行う。
- 松戸会場でのみ高校生の学習支援を実施しているが、松戸以外の会場でも、中学卒業後に高校生となった元利用者が会場を訪れ、自身の近況について話をしたり、現利用者に向けて体験談を語るなど、フォロー（交流）が継続することもある。

(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

- 以前から学習支援に通う子どもの生活環境を心配する声が支援員から挙がっており、会場によって独自の取組みが行われていた。委託先の中には食育について熱心なNPO法人や、子育て支援に熱心なNPO法人もあり、月1回開催している連絡会議の中で各会場での取り組みの共有を行い、生活習慣・環境改善に関する取組みが全体に広がっていった。



(3)委託先以外との連携について

- 自立相談支援機関、教育部局（教育委員会、スクールソーシャルワーカー）、子ども担当部局、学校、児童相談所 等

(4)実施のポイント

- 心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を活用。
- 連絡会議での困難事例や好事例（各会場の取組み）等の情報共有。
- 複数の関係機関と密に情報共有を行い連携を図ることで、学習支援に限らず、福祉的な観点から利用者世帯に対する迅速かつ適切な支援につなげる。

4 効果、課題、今後の取組内容など

- 教育部局や学校との連携強化や保護者への助言を専門的に行える者の育成等。

子どもの学習・生活支援事業の拡充・強化（生活習慣・環境改善／進路選択等）

鹿児島県大隅地区（都道府県）

1 地区の概要

人口	47,456 人
面積	813.31 km ²
保護率	1.89 %（鹿児島県全体）
子どもの学習支援事業利用者数	211人(学習支援教室参加201人, 其他個別支援10人)

2 実施方法について

実施方法	委託
委託先	大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体（3社への委託）
事業費	4,424千円（令和元年度）
支援実績	平成28年より実施 平成30年度支援実績:10人(149回)
対象世帯	☒ 生活保護受給世帯 ☒ 児童扶養手当全額受給世帯 ☒ 就学援助受給世帯 上記以外 （以下に具体的に記載） 上記以外でも生活困窮世帯からの依頼を受けて支援を行っている。
生活・環境改善対象	☐ 小学生 ☒ 中学生 ☒ 高校生 ☒ 保護者 上記以外 （以下に具体的に記載） 高校未進学者、未就労者。

3 事業概要・実施のポイント

(1)事業概要

- 不登校またはその傾向のある児童・生徒への訪問支援…1～2週に1回自宅へ訪問して、宿題の実施、登校のサポート、進路相談、学習環境の改善、外出機会の提供を行う。
- 中学校を卒業した者への訪問支援…対象は、主に未就労・高校への未進学・高校を中退した者。1～2週に1回自宅へ訪問して、就労へ向けた準備や外出する機会の提供、転学や進学・原動機付自転車の免許取得のサポートを行う。
- 進学・中退防止支援、就労希望者への支援…2週間に1回程度放課後に学習支援教室を実施。問題集を解くことや小テスト、暗記問題に合わせて面接の練習や、高校在学中・進学後の悩み相談を行い、高校進学・中退防止を目指す。就労を希望する生徒への支援は、就労体験場所の提供や内職の実施、進路相談を行う。



(2)生活習慣・環境改善事業を実施した経緯

○家庭や校内でのサポートだけでは高校進学や登校することが難しい生徒がいることが分かってきた。同時に教員、スクールソーシャルワーカーやケースワーカーからの個別の相談や要望も増え、学習支援教室の開催以外の支援を開始することとなった。

(3)委託先以外との連携について

○各町の教育委員会や学校関係者、福祉関係者、ケースワーカー、児童相談所など。

(4)実施のポイント

○大隅くらし・しごとサポートセンターは、福祉や教育系の出先機関や、大隅児童相談所がある、鹿屋合同庁舎内に設置され、関係機関との情報共有や事例報告を適時行うことができ、連携を強めている。
○中学3年段階での支援や中学校との連携に力を入れている。高校への進学を目指すことがねらいではあるが、対象者は学力以外の困りごとがあるなど高校中退のリスクが高い。学習以外の支援や家庭への介入、高校進学後のアフターフォローも視野に入れ支援を行う。

4 効果、課題、今後の取組内容など

○センターとの連携が取れている学校からの相談は多いが、制度の周知が行き届いていない学校もある状況。生徒数の多い学校や保護者への周知を通じて相談数の増加を図る。
○県立の通信制高校と連携した学習支援教室を令和元年度に12回開催予定。より多くの16～18歳への学習支援、生活習慣や環境の改善に力をいれていく。

10

技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

【要旨】

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。
※ 福祉資金(福祉費):技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合:無利子 ② 保証人なしの場合:年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

【実施主体】

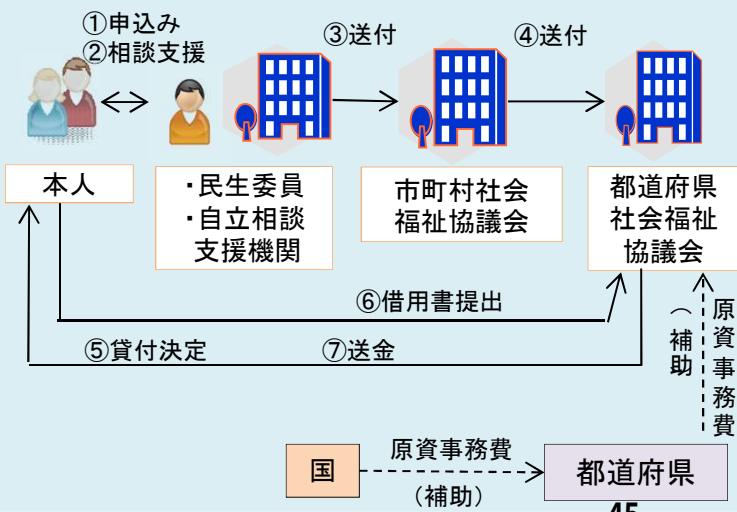
各都道府県社会福祉協議会

【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円
・PC、サーバ等経費(補助率1/2)

○令和元年度補正予算案：12.4億円
・貸付原資の積み増し(補助率2/3) 9.0億円
・システム改修費(補助率10/10) 3.4億円

【事業スキーム】



生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度予算案)

- 令和元年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

- 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等
 - ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進
 - ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

R 2 年度予算案 487.1億円
(R 元年度予算額 438.2億円)

(参考) 令和元年度補正予算案
技能修得期間における
生活福祉資金貸付の推進 12.4億円

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

➤ 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業) の創設 【5.8億円】

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化)

ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 【31.7億円】

イ. 就労支援の機能強化

- ・ 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進(都道府県事業) 【3.3億円】
- ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))
- ・ 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング) の創設(国事業) 【1.0億円】

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進

- ・ 学習支援会場の設置促進 【5.0億円】

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。

また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

補助率：10／10

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施(取組例：加西市等)
- 都道府県が関与した広域実施(取組例：熊本県、大阪府等)

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施(広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等)

イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓

ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援 等

[参考] 任意事業を実施しない理由(平成30年度実施状況調査)

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

46

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案 31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

補助率:10／10

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

- ア) アウトリーチの充実
- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
 - アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
 - 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等
- イ) 相談へのアクセスの向上
- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）

イ 就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

令和2年度予算案 3.3億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ 【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・ 【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

補助率:10／10

就労支援の機能強化①(都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング)

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

イ 就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化モデル事業の実施)

令和2年度予算案 1.0億円

就労支援の機能強化②(農業分野等との連携強化)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

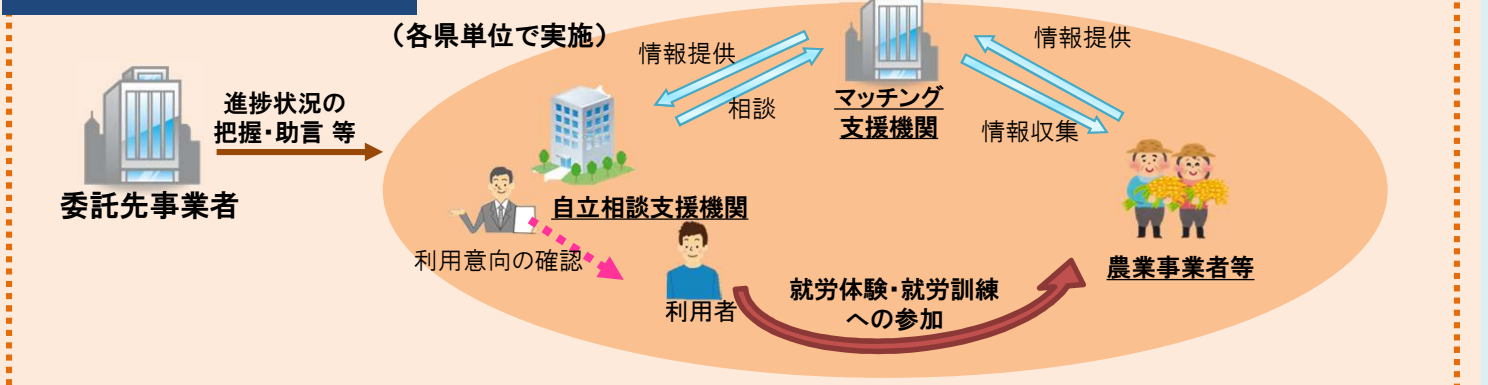
事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（５ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

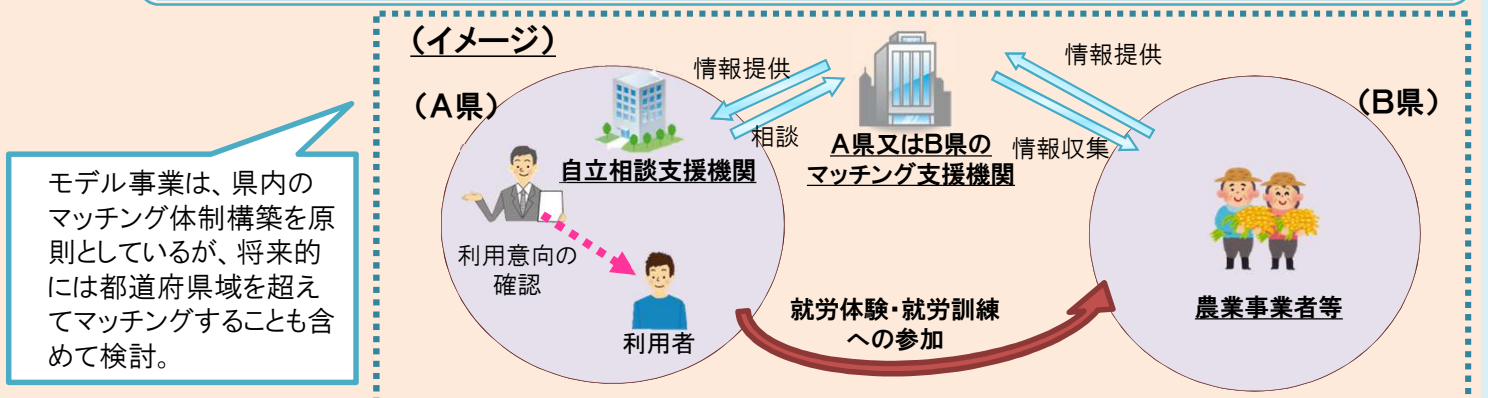
※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

※ 国による事業として実施。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

ウ 子どもの学習・生活支援事業の推進

令和2年度予算案 5.0億円

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

補助率: 1/2

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

- 学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）
- | | |
|-----------------------|--------|
| ・子どもが行きたがらないから | …34.1% |
| ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） | …31.6% |
| ・事業があることを知らなかったから | …18.7% |
| ・対象の学年・年齢ではないから | …14.6% |
| ・近くにそのような事業がないから | …11.8% |

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・
子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する
調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



エ 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化

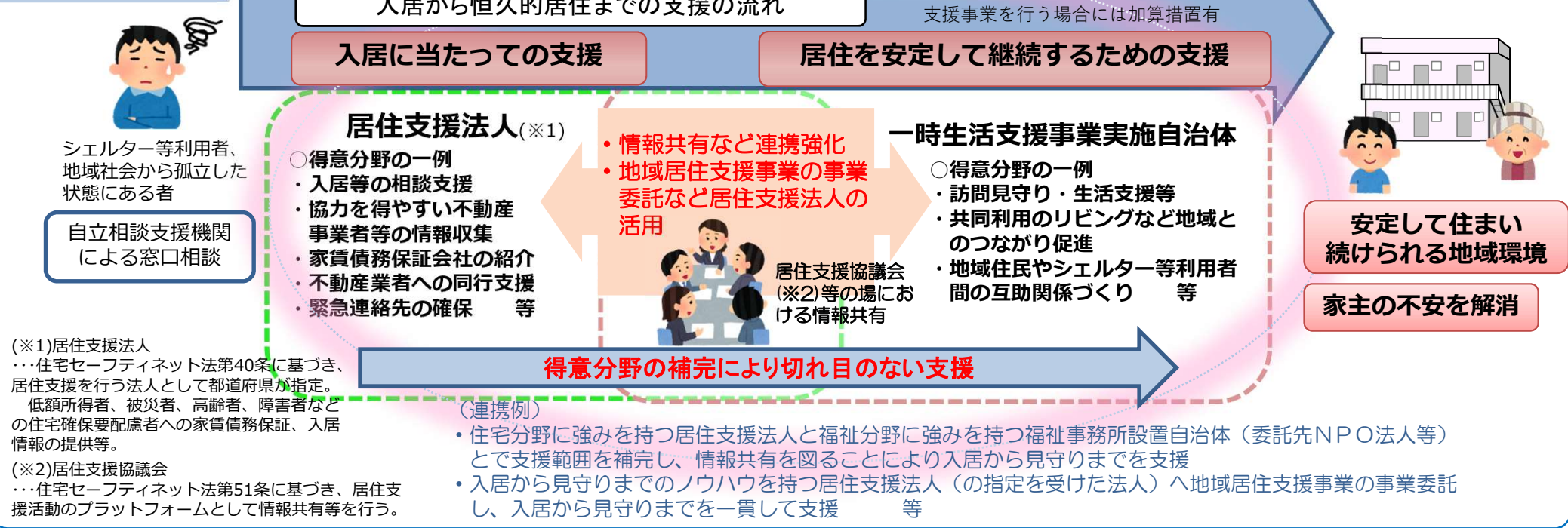
- 生活困窮者自立支援法の改正により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加するなど、居住に係るソフト面での施策を強化。
- 一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。
- 生活困窮者への居住支援を推進するためには、住宅施策と連携していくことが重要であり、厚生労働省における2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめにおいて、住まいの確保の支援として「居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における事業での活用等、効果的な連携方策を検討」とされている。
- このため、地域居住支援事業における居住支援法人の事業参加の促進など、連携施策を推進する。

補助率：2／3

連携強化の概要

一時生活支援事業のうち、地域居住支援事業において取り組むこととなっている居住に困難を抱える者に対する、入居を後押しする支援、居住を安定して継続するための見守り等支援、互助の関係づくりや居場所の確保を目指す上で必要となる地域への働きかけ等に加えて、居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択することとする。

事業のスキーム

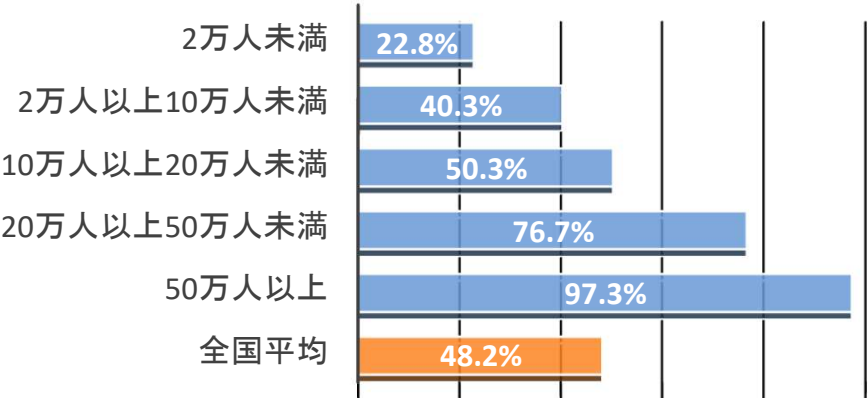


就労準備支援事業と家計改善支援事業の人口規模別実施率

就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施率については、**人口規模の小さい自治体ほど低い傾向がある**とともに、その要因として、**社会保障審議会の部会において、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。」**との指摘があった。

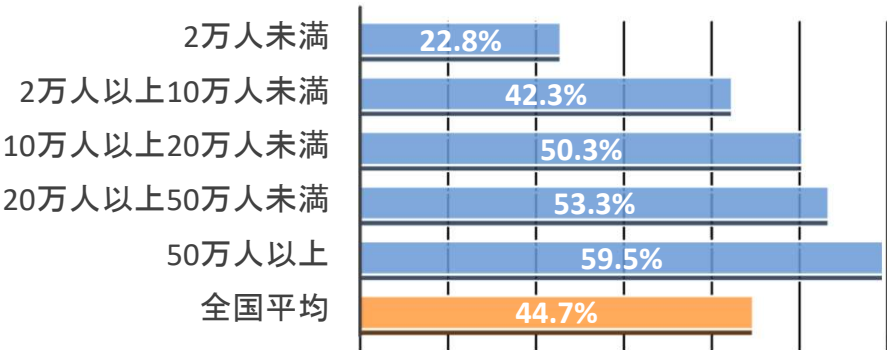
就労準備支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	519	209	40.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	120	92	76.7%
50万人以上	37	36	97.3%
合計	902	435	48.2%



家計改善支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	57	13	22.8%
2万人以上10万人未満	518	219	42.3%
10万人以上20万人未満	169	85	50.3%
20万人以上50万人未満	121	64	53.3%
50万人以上	37	22	59.5%
合計	902	403	44.7%



就労準備支援事業等の広域実施の取組事例

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等3市	就労準備支援事業	○加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。（事務局を持ち回りで担当。） ○開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
市主体	富士市等12市	一時生活支援事業	○ホームレス等の支援でNPO法人POPOLOを利用していた12市で協定を結び、「ベッド単位での契約による費用分担」の手法で各市が法人と委託契約を結ぶ形式をとっている。 ○富士市は、4ベッド（8名）の負担割合で委託。 ○常勤3名、非常勤4名の職員体制。設置型シェルター1箇所、借り上げシェルター（民間アパート）5室を用意している。
京都府主体	京都府内7市10町村	就労準備支援事業	○3地域で区域分けし、それぞれ地元の社会福祉法人やNPO法人と契約。 ○契約手続きは、府がプロポーザル方式で一括処理。 ○費用は、人口等を勘案して按分（参加自治体で按分（均等割10%、人口割45%、被保護者割45%）
大阪府主体	大阪府内10市9町村	自立相談支援事業 就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業	○社会資源の開発等をより効率的・効果的に行うことを目的として、大阪府が管内自治体に働きかけ、複数の自治体で共同実施。 ○大阪府が委託先と契約締結。費用は、稼働年齢層人口等で按分。（基本負担額＋稼働年齢層人口割負担額（基本3：人口1））。
愛媛県主体	愛媛県内11市9町	一時生活支援事業	○愛媛県内ではホームレス等がいる自治体やホームレス数が限られており、県が広域的に実施した方が効率が良いと判断。 ○会議等を通じて市に打診し、愛媛県知事と各市長との協定を締結して実施。 ○プロポーザル方式により、委託運営している。
熊本県主体	熊本県内9市31町村（一時生活支援事業）	就労準備支援事業 家計改善支援事業 一時生活支援事業 学習生活支援事業	○一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

※ 参加自治体は、令和元年度時点

2020年度以降の生活困窮者自立支援制度支援員研修について

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- 昨年施行された改正困窮法において、「**市等の職員の資質を向上させるための研修の事業**」が、**都道府県の努力義務**と位置づけられたこと
 - 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの問題が国会でも指摘されていることから、**各地域において、支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること**
 - 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、**地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること**
- を踏まえ、**2020年度より、人材養成研修の実施主体を都道府県に移管する。**

※支援の質の担保を図るべく、当面の間、国研修も一部継続する。（国と都道府県の役割分担は21ページ参照）

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。
 - ・ 基本的には、これまでの国研修と同程度の内容を、2.5日間に圧縮して実施予定。

都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。
（具体的な要件は次ページ参照）

都道府県研修の要件

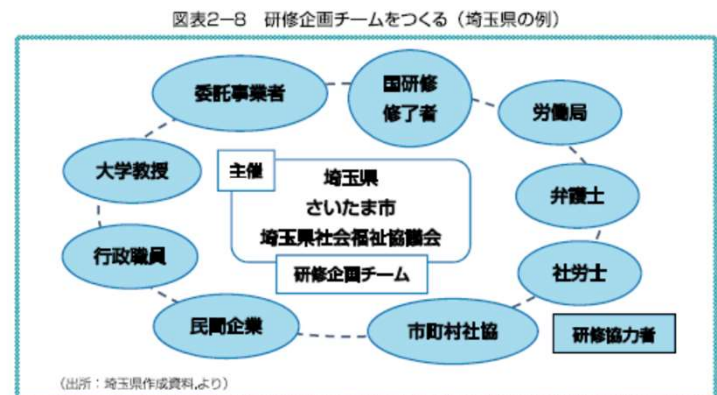
① 研修の実施方法の要件

1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



（参考）「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修（前期研修）を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

修了要件を満たす研修における国・都道府県の役割分担について

2019年度まで

【国の役割】



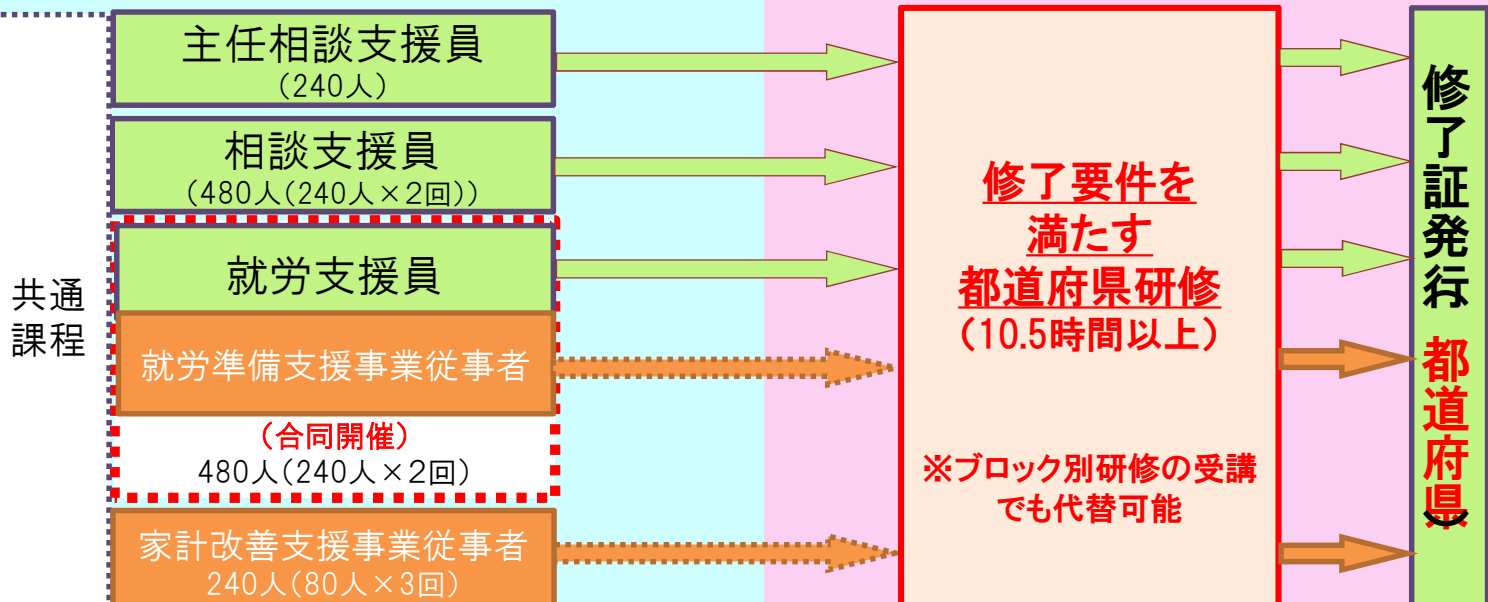
【都道府県の役割】

（修了要件を満たす研修としては実施せず）

（参考）

都道府県が独自に実施する研修

2020年度以降



都道府県が独自に実施する研修

※ 修了要件とは別に、都道府県が独自に実施する研修（新任者研修、フォローアップ研修等）についても、引き続き実施されたい。

各 2.5日間（共通課程含む）

（現行の共通カリキュラム及び職種別カリキュラムを元に構成予定）

※上記以外に、担当者研修・テーマ別研修も実施予定。

※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

居住支援をめぐる最近の動き

平成31年 4月1日	改正生活困窮者自立支援法に基づき、一時生活支援事業を拡充・強化した「地域居住支援事業」を施行 法	○初年度は14自治体が実施（補助金協議ベース）
4月8日	社会保障制度の新たな展開を図る政策対話（テーマ：住宅施策） 政府	2040年を見据えた「社会保障改革」の新たな展開として、関連分野の視点を取り込み、厚生労働大臣が直接関係業界等と対話。 住宅政策分野（困窮関係）について以下の対応方針を決定（R元.5） ○生活困窮者への居住支援を推進するため、関係機関間の連携による支援を行う先進事例の収集及び課題分析等を行い、連携手法等を周知・普及 →令和元年度社会福祉推進事業 ○居住支援法人の取組を促進する観点から、生活困窮者自立支援制度における居住支援に係る事業での活用（事業参加の促進、関係者の協議の場づくり等）等、効果的な連携方策について検討 →令和2年度予算要求
令和元年 6月29日	一般社団法人全国居住支援法人協議会設立 民	○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の全国組織 ○全国4都市で、地方整備局・地方厚生局連携のもと、居住支援法人等に対する研修会を実施 ○厚生労働省・国土交通省・法務省へ施策間の連携強化等に関する要望書の提出（R元.11）
12月20日	令和2年度予算政府案 閣議決定 政府	居住支援法人を地域居住支援事業における事業実施者として明確化し、地域居住支援事業の実施体制を強化
12月25日	第1回居住支援懇談会 政府 民	○今後の居住支援政策の方向性について議論を進めるため、有識者、行政（厚生労働省・国土交通省・法務省）、居住支援団体を構成員とする懇談会を開催。
令和2年 3月10日	令和元年度居住支援サミット 政府 民	○高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国土交通省と厚生労働省連携のもと、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援団体等で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として開催（平成30年度は平成31年3月7日開催）

住居確保給付金の要件緩和について(地方分権委員会提案)

支障事例(青森市ほかより地方分権委員会へ提案)

(現行)傷病等により求職活動ができないまま支給終了となった者について、その後求職活動が可能となった場合であっても、再支給することができない

対応方針(H30.12.25閣議決定)

傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応方針(R1.12.23 閣議決定)

生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、**傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができる**こととする。

※省令改正後イメージ

傷病によって求職活動ができなくなった場合、住居確保給付金を中断し、**回復後に再開**することができる。
受給期間の総計(①+②)は、**現行通り最長9ヶ月間**



子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定 ○今般の大綱改定は、 ①現大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。 ○平成30年11月の子どもの貧困対策会議(会長：内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。	
目的	現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施
基本的方針	①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握 ②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進
指標	ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加 (指標数 25→39)
指標の改善に向けた重点施策(主なもの)	
1. 教育の支援 ○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等 ○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施	
2. 生活の安定に資するための支援 ○妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援 子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等 ○生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進	
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ○ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ(児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業)等の両立支援	
4. 経済的支援 ○児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し(令和元年11月支給分～) ○養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上	
施策の推進体制等 ○地方公共団体の計画策定等支援 ○子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用	

○被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

令和元年10月15日

各都道府県
指定都市
中核市
生活困窮者自立支援制度担当課(室)
ホームレス自立支援担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
今般、令和元年台風19号により被災した生活困窮者に対してご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関においては、これまでも災害時等においてホームレスの方々への支援をはじめとした生活困窮者支援に適切に対応いただいていると承知していますが、特にホームレスの方々については、適時の情報を入手することが困難な状況であることが多いことに鑑み、各地域における巡回相談、緊急一時的な宿泊場所の確保のための一時生活支援事業の実施等により、適切に対応頂きますよう、引き続きよろしく願いいたします。

また、被災下においては、健康状態の悪化等が懸念されることから、巡回相談等における健康相談や医療機関への受診勧奨などについても、必要に応じ対応いただきますようお願いいたします。

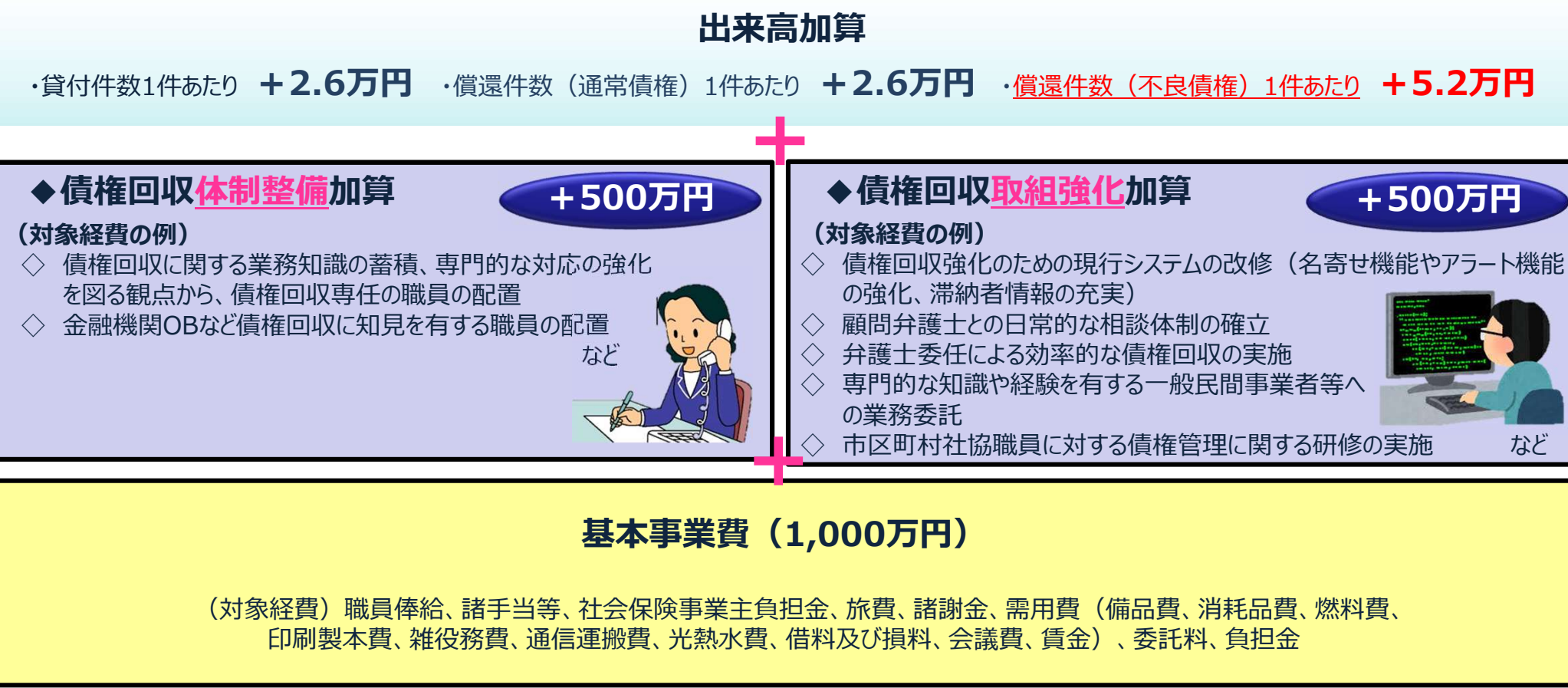
今後同様の災害等が発生した場合において、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスの方々を含め、支援を必要とする方が、自立相談支援機関において、生活保護実施機関や災害対策担当部局等の関係機関と連携を図りつつ、必要な支援につながるよう、あらためて周知しますので、よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)、関係機関及び関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

生活福祉資金貸付事業の補助体系

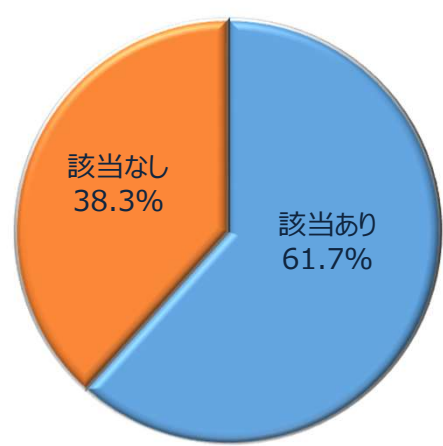
- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
- ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
- ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
- それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

（参考）都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図（案）



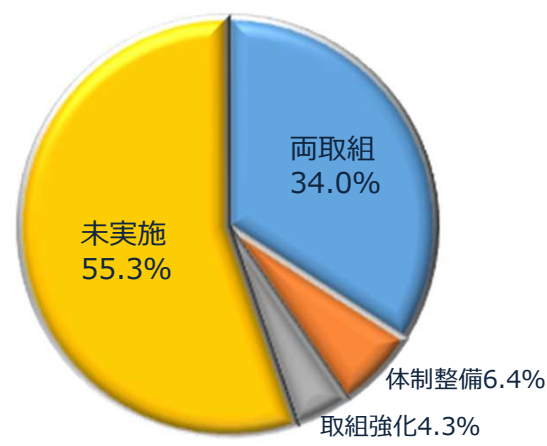
（参考）新規加算の申請状況

●平成31年度 出来高加算（償還件数（不良債権））該当状況



該当状況	自治体数
該当あり	29
該当なし	18

●平成31年度 債権回収体制整備・債権回収取組強化の実施状況



実施状況	自治体数
両取組とも実施	16
体制整備のみ	3
取組強化のみ	2
両取組とも未実施	26